平成２１年（フ）第３５５号
佐賀県伊万里市木須町3717番地
債務者　柳本　由香
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５６号
佐賀県伊万里市大川内町丙2612番地１
債務者　柳本　秀乃
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5796番地１　レオパレス武雄Ａ206号
債務者　髙﨑　公喜
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５９号
佐賀県伊万里市大坪町丙1533番地
債務者　杉原　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６２号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2415番地Ｌ－６－４
債務者　諸岡　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1672番地嬉野館第２マンション102号
債務者　川内　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６４号
佐賀県西松浦郡有田町山谷牧甲2275番地
債務者　山口　真導
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６５号
佐賀県杵島郡江北町大字山口4684番地
債務者　浪瀬眞理子（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６６号
佐賀県伊万里市伊万里町甲173番地の２
債務者　中原　武久
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６７号
佐賀県伊万里市伊万里町甲173番地の２
債務者　中原ます子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６９号
佐賀県伊万里市山代町立岩2629番地１
債務者　古賀　広幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙298番地
債務者　今村　正人
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2291番地４
債務者　境良子こと　王　　薇
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７２号
佐賀県伊万里市大坪町乙165番地227
債務者　村田喜代美（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７３号
佐賀県伊万里市山代町福川内1916番地８
債務者　松尾　康晃
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３７４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7745番地２　万徳コーポ102号
債務者　原　香代子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５８７号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅223棟30号
債務者　宮原　雄二
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０６号
宮崎市田野町甲4335番地
債務者　兒玉　　舞（旧姓下郡）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係